

規準的文書認証・認定手順	2007 年 10 月 5 日	附属文書 6
--------------	-----------------	--------

認証・認定手順

目次

1. 目的.....	1
2. この文書の適用範囲.....	2
3. 認証機関.....	2
3.1 認証機関の能力.....	2
3.2 審査員.....	2
4. 認証手順.....	3
5. 認定.....	4
6. 認証機関の PEFC 公示.....	4
7. 暫定的規定.....	5

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

1. 目的

PEFC 評議会が承認する森林管理認証及び CoC 認証は国際標準化機構 (ISO)、欧州認定機関協力機構 (EA) 及び国際認定機関フォーラム (IAF) の文書によって定められた国際的な認証、認定の手順に依拠する。

この文書は、森林管理及び CoC 認証について PEFC 評議会が確実で信頼できると考えて採択した認証と認定の手順を定める。PEFC 評議会は認証の過程に関与せず、国や国内各種レベルの森林認証規格制度に対する PEFC の是認と認証書の承認を目的とした認証機関と認証手順のための要求事項を定める。

2. この文書の適用範囲

この文書は 2002 年 11 月 22 日に PEFC 評議会の総会で採択され、2003 年 10 月 31 日、2005 年 4 月 11 日、及び、2005 年 10 月 28 日、2006 年 10 月 27 日、および、2007 年 10 月 5 日に改正された。

この文書は、森林認証と CoC 認証に関する認証機関の総合能力に関する要求事項及びその任務を定める。

3. 認証機関

3.1 認証機関の能力

PEFC 認証は、認証規格の策定過程において統括または決裁機関としてこれに関与したり、森林の経営管理に関わることのない公平で独立した第三者であり、さらに、認証を受ける主体からも独立した第三者によって実施されなければならない。PEFC 評議会が森林管理や CoC の両方又はそのどちらかの検証を実施する能力を有すると考慮する認証機関は、以下の資格条件を満たさなければならない。

- 1) 森林管理認証、又は、(各国の)認証制度独自の CoC 規格に照らして実施される CoC 認証を行う認証機関は、以下に定められる要求事項を満たさなければならない。
 - a) 認証がマネジメントシステム認証として実施される場合、
ISO 17021⁽¹⁾
 - b) 認証が製品認証として実施される場合（「製品」の用語は広義で使用されており、工程やサービスを含む）⁽²⁾、
ISO ガイド 65 (EN45011)⁽²⁾
 - c) 各国認定機関が認証機関に対して定めたその他の要求事項
- 2) 付属文書 4（林産品の CoC 認証—要求事項）に照らして CoC 認証を実施する認証機関は ISO ガイド 65 (EN45011)⁽²⁾ に定められる要求事項を満たさなければならない。
- 3) 森林認証を実施する認証機関は、森林の管理及びその経済、社会、環境上の影響及び森林認証の基準に関する技術的(テクニカル)な能力を有していなければならない。
CoC 認証を実施する認証機関は、林産品の調達と加工、及び、加工と流通の各段階における原材料のフローに関する技術的な能力を有していなければならない。
- 4) 認証機関は、森林認証又は CoC 認証を実施する際に照合すべき各国の PEFC システムを十分に理解していなければならない。

認証機関による上記の要求事項の適合状況は、第 5 章で述べられる認定によって検証されなければならない。

3.2 審査員

認証機関は、森林認証又は CoC 認証の手順、および、それぞれに関わる種々の主題に関する適切な技術的ノウハウを有する有能な審査員を起用する責任を負う。

審査員は、ISO 19011⁽³⁾ に定められる品質および環境マネジメントシステムの審査員のための一般基準を満たさなければならない。

独自の認証規格に照らして森林管理又は CoC の審査を実施する審査員に対して求められる追加的な資格要求事項は、各国の認証制度が定めることが望ましい。

認証機関は、森林管理又は CoC の審査を実施する審査員グループの中に技術的専門家を置くことによって、監査員の技術的能力に関する規定を満たすことができる。
審査員の上記要求事項への適合は、第 5 章に述べられる認定によって検証される。

4. 認証手順

認証機関は、森林認証については各国森林認証制度に照らし、又、CoC 認証については付属文書 4（林産物の CoC 認証—要求事項）又は各国独自の CoC 規格に照らして行う認証業務の実施のための内部手順を構築していなければならない。

森林管理認証や（各国の）認証制度が独自に定める CoC 規格に照らして行われる CoC 認証に適用される認証の手順は、以下の文書のいずれかに定められた要求事項に適合するか、又はこれを充足しなければならない。

- a) 認証がマネジメントシステム認証として実施される場合、
ISO 17021⁽¹⁾
- b) 認証が製品認証として実施される場合（「製品」の用語は広義で使用されており、工程やサービスを含む）⁽²⁾、
ISO ガイド 65（EN 45 011）⁽²⁾

付属文書 4（林産物の CoC 認証—要求事項）に照らして行われる CoC 認証の認証手順は ISO ガイド 65（EN 45011）⁽²⁾に定める要求事項を満たさなければならない。

適用される審査手順は ISO 19011⁽³⁾の要求事項を満たすか、これに適合しなければならない。

上記の要求事項に加えて、認証機関は、以下の事項を実行する。

- a) すべての発行済み森林認証書と CoC 認証書、及びそれら認証書の有効期限とその適用範囲に関する変更について、関係する PEFC 各国認証管理団体に通知する。
マルチサイト CoC 認証の場合、認証機関は関係各国認証管理団体に宛ててそのマルチサイト組織の対象となるすべてのサイト（拠点）のリストを提供しなければならない。

もしマルチサイト CoC 認証が複数の国のサイト（拠点）を対象にしている場合、本部が登録されている国の PEFC 各国認証管理団体が関係 PEFC 各国認証管理団体となる。本部が登録されている国以外の国に所在するサイトに関する情報はその国の PEFC 各国認証管理団体に提供しなければならない。

CoC 認証が PEFC 各国認証管理団体のない国で実行された場合は、この情報は PEFC 評議会あてに直接提供しなければならない。

- b) 認証を受けた団体・企業が PEFC ロゴの使用者である場合は PEFC ロゴ使用を管理する。

森林認証および CoC 認証とも、サーベイランス審査の最長期間は 1 年間であり、再評価の審査の最長期間は 5 年間である。森林管理規格との適合を決定する審査証拠は、適切である限り外部（政府機関、公共団体、保護団体、など）からの関連情報を含まなければならない。

受審者の森林認証規格への適合に関する審査上の指摘事項の要約を含んで認証機関が書面にて作成する認証報告書の要約は、受審者または（各国の）森林認証制度がこれに関して定める要求事項に従って、一般に公開可能でなければならない。

各々の森林認証制度（森林管理認証及び CoC 認証）は、上記の認証手順の要求事項を超える追加的な特定要求事項を定めることができる。

認証機関の行う認証手順に関する上記要求事項への適合は、第 5 章に基づく認定によって検証されなければならない。

5. 認定

森林管理認証または CoC 認証を実施する認証機関は、認証業務の信頼性を確保し、相互承認を容易にするために、各国の認定機関による認定を受けなければならない。認定を受けた（認証機関による）認証書には当該認定機関の認定シンボルを記載しなければならない。

認定機関は、国際認定機関フォーラム（IAF）に加盟する機関、または、IAF の特別承認地域グループ（IFA Special Recognition Group）の加盟メンバーでなければならない。ISO/IEC 17011:2004⁽⁴⁾ 及び 及び上記の機関によって承認されるその他の文書に解説された手順を実施しなければならない。

認証機関は、森林管理認証や CoC 認証の業務を「認定認証」として遂行しなければならない。森林管理認証、及び、(各国) 認証制度が独自に定める CoC 規格に照らして行う CoC 認証を実行する認証機関は、ISO/IEC 17021⁽¹⁾ または ISO ガイド 65⁽²⁾ による認定を受けなければならない。また、その森林管理または CoC の規格や制度はその認定の適用範囲に含まれていなければならない。

付属文書 4（林産物の CoC—要求事項）に照らして CoC 認証を行なう認証機関は ISO ガイド 65（EN45011）⁽²⁾ に基づいた認定を受けなければならない。

認定に関する要求事項への不適合がある場合には、その認証機関は PEFC 評議会の要求事項を満たさず、その認証は PEFC の目的に沿った認証ではないものとみなされる。

例外的なケースとして、PEFC 評議会総会は PEFC 各国認証管理団体からの書面による申請に基づき、上記の要求事項について制限時間付きの例外措置を認めることが出来る。申請には i) 例外を求める理由、および 2) 信頼性を確保するために現在行われている措置を盛り込んだリストなど認証工程の信頼性をどう確保するかの説明を盛り込まなければならない。

6. 認証機関の PEFC 公示

PEFC が是認する各国森林規格制度または PEFC 国際 CoC 規格（付属文書 4「林産物の CoC 認証—要求事項」）に照らした森林管理認証または CoC 認証を業務とする認証機関は、当該国の PEFC 各国認証管理団体による公示を受けなければならない。

PEFC 各国認証管理団体が存在しない国において PEFC 国際 CoC 規格（付属文書 4「林産物の CoC 認証—要求事項」）に照らした CoC 認証を業務とする認証機関は PEFC 評議会による公示を受けなければならない。

PEFC 評議会は、各国認証管理団体が存在する国の場合であっても、関係各国認証管理団体による公示の発行が不可能な場合は、PEFC 国際 CoC 規格（付属文書 4「林産物の CoC 認証—要求事項」）に照らした CoC 認証を業務とする認証機関に対する公示をすることを決定することが出来る。

認証機関の独立性を確実にするため、PEFC 各国認証管理団体または PEFC 評議会が決定する公示に含まれる要件は下記のみでなければならない。

- a) 管理・事務上の条件（例：認証機関と PEFC 各国認証管理団体または PEFC 評議会との間の連絡や情報の転送など）、
- b) 金銭的条件（認証企業・団体に課する料金）、
- c) 5 章に記述される認定によって検証される認証機関に対する要求事項の遵守。

PEFC 公示の条件は認証機関への差別や取引の障害の要因となってはならない。

7. 暫定的規定

PEFC 評議会は、IAF および ISO によって共同合意された ISO ガイド 62 と 66 から ISO 17021 への移行期間を 2008 年 9 月 18 日まで承認する。

-
- (1) **ISO/IEC 17021 : 2006**: 適合評価 — 審査マネジメントシステムの認証を行う機関のための要求事項
 - (2) **ISO/IEC ガイド 65 : 1996** (EN 45 011 : 1998) 製品認証システムを行う機関のための一般要求事項
 - (3) **ISO 19011 : 2002** 品質システム又は環境システム、或いはその両方の審査の手引き
 - (4) **ISO17011 : 2004** 適合審査—適合審査機関を認定するための一般的要求事項